

防衛医科大学校達第8号

防衛医科大学校の教授会の組織及び運営に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第17号）
第6条の規定に基づき、教授会の運営に関する達を次のように定める。

昭和49年4月30日

防衛医科大学校長 松 林 久 吉

教授会の運営に関する達

改正 昭和52年 4月18日達第10号
昭和61年 4月 1日達第 5号
平成元年 5月29日達第 4号
平成 7年 3月31日達第 1号
令和 5年 6月30日達第 3号

（会議）

第1条 防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）は、原則として毎月第2木曜日（その日が休日又は公務上適当でない日にあたる場合は、教授会があらかじめ定める日）に、教授会の会議を招集する。

2 学校長は、必要があると認める場合は、臨時に教授会の会議を招集するものとする。
（定足数）

第2条 教授会は、原則として構成員の3分の2以上の出席があるとき、会議を開くものとする。

（議題の提出）

第3条 教授会の構成員は、教授会の会議に議題を提出することができる。

2 議題を提出しようとする者は、議題とそれに必要な資料を会議を開く日の3日前までに、議長のもとに提出するものとする。
ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

（分科会の構成員）

第4条 教授会の分科会の構成員は、議長が指名するものとする。

（教授会の庶務）

第5条 教授会の庶務は、医学教育研修センター事務部において行うものとする。

附 則

この達は、昭和49年4月30日から施行し、昭和49年4月18日から適用する。

附 則

この達は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則

この達は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成元年5月29日から施行する。

附 則

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。